



「秋元但馬守様川越城主之頃図」(個人蔵)部分

川越城下の道幅

川越城下の道幅を記した資料に、「川越城下喜多町居屋鋪絵図面」(寛政2年[1790])と「秋元但馬守様川越城主之頃図」(明治17年[1884]写)があります。

「川越城下喜多町居屋鋪絵図面」では、喜多町の道幅を南側で7間2尺、中央で7間2尺5寸、北側で7間3尺と記しています。また「秋元但馬守様川越城主之頃図」では、上五ヶ町の内、本町・高沢町・喜多町・南町の道幅が7間3尺と記載されています。これらのことから、川越城下のメインストリートの道幅は7間3尺(約13.64m)であったと考えられます。

それでは、この道幅の成立はいつ頃でしょうか。川越の城下町整備の契機となったものに寛永15年(1638)の大火があります。この大火は川越城と町の3分の1以上が焼失する大きな事件でした。大火の翌年川越城主となった松平信綱は、川越城の拡張と城下の整備を行い、その後の川越発展の基盤をつくりました。7間3尺の道幅は、寛永大火後の整備によると考えることができます。

一方江戸では、明暦3年(1657)に焼死者10万人以上

を出す振袖火事(明暦大火)が発生しました。大火後江戸でも大規模な都市改造が行われ、その後の江戸発展に繋がりました。幕府が大火後に出した触れに、「道は、或京間五間或六間、日本橋通町之分八田舎間拾間、本町通は京間七間」(「御触書寛保集成」)というものがあります。この触れでは、江戸で最初に町並みが形成された本町通りの道幅を京間7間としています。

触れにある京間・田舎間とは、伝統的な建築の基準寸法で、京間は1間が6尺5寸、田舎間は1間が6尺です。関東で田舎間が使用されてくるのは明暦の大火後と言われていますので、川越の寛永大火後の整備は京間で行われたと考えられます。

江戸時代中期以降の尺度表記は田舎間となりますので、上記資料の道幅は当然田舎間寸法です。そのため、田舎間7間3尺を京間に換算すると、ほぼ京間7間(田舎間7間3尺5寸)となります。地方城下町である川越が、江戸の本町通りと同じ道幅京間7間を備えていたことは、江戸と川越の関係を考えるうえで興味深いことです。

川越商工会議所資料について

立教大学経済学部教授 老川 慶喜



写真1 川越商工会議所

川越商工会議所は、川越商業会議所として設立された1900(明治33)年前後から今日にいたるまでの歴大な資料を所蔵してきた。このたび、その歴大な資料の目録が『川越商工会議所関係資料目録Ⅰ 戦前編』『川越商工会議所関係資料目録Ⅱ 戦前補遺編』『川越商工会議所関係資料目録Ⅲ 戦後編』として刊行され、同資料は川越市に寄贈されて同市立博物館に所蔵されることになった。そこで、ここでは川越商工会議所が長らく所蔵してきた資料の概要について紹介したい。

1. 商業会議所とは？

明治維新後、東京では1878(明治11)年3月、大阪では同年8月に商工業者の代表機関であり諮問機関でもある商法会議所が設立され、全国各地に普及した。その後、1881年4月に農商務省が設置され、太政官布告をもって農商工諮問会規則が公布されると、全国各地の商法会議所は商工会に改組された。

商工会は期待された成果をあげることができなかったため、農商務大臣は1889年に商業会議所条例を立案し、同年9月に全国10ヵ所の商工会からそれぞれ2名の委員を選出し、1週間にわたって官民合同の協議を行い90年9月に商業会議所条例を公布した。これによって、これまで任意団体であった各地の商法会議所や商工会に代わって、法的根拠をもった商業会議所が各地に設立されることになった。

商業会議所条例第4条によれば、商業会議所は次のような事務権限を有していた（なお、商業会議所条例

は、1895年に一部改正され1902年3月に商業会議所法が公布された）。

- 一、商業の発達を図り、若くは其衰退を防ぐに必要な法案を議定すること
- 二、商業に関する法律規則の制定、改正、廃止、施行方法、其他商業上の利害に関する意見を官庁に開申すること
- 三、商業の実況及其統計を官庁に報告すること
- 四、商業に関する事項に付官庁の諮問に応答すること
- 五、法律命令若くは官の委任に依り其他の公設営業所仲立人組合及商業に関する諸営造物を管理すること

年次	設立状況
1890	神戸・岐阜(12月)
1891	東京・大阪・名古屋・広島(1月)、京都・金沢(3月)、大津(4月)、仙台・高知(6月)、博多・熊本(7月)、下関(9月)
1892	静岡(7月)、岡崎・尾道(9月)
1893	釜山(1月)、岡山(2月)、四日市・豊橋(3月)、浜松・富山(4月)、津・鹿児島(5月)、栃木(7月)、宇都宮(8月)、知多(9月)、青森(10月)、長崎(12月)
1894	松江(3月)、八王子(8月)
1895	横浜・前橋(8月)、小樽・函館(12月)
1896	高岡(2月)、新潟・水戸(6月)、佐賀(9月)
1897	山形・徳島(1月)、酒田(4月)、秋田(12月)
1898	前橋(1月)、松山(3月)、和歌山(7月)
1899	直江津(1月)、久留米(3月)
1900	川越(2月)、長野(5月)
1903	福井(4月)
1905	長岡(3月)
1906	札幌(4月)
1907	敦賀(4月)、弘前(11月)
1908	松本(6月)
1909	甲府(2月)、高松(2月)
1917	福島(7月)
1919	旭川(8月)、門司(10月)
1920	一宮(4月)
1922	姫路(7月)

出典：商工会議所連合会編『日本商工会議所之過去及現在』1924年

表1 商工会議所の設置状況

- 六、仲立人の資格、員数及手数料を審査すること
- 七、関係人の請求に依り其他の商業に関する紛議を仲裁すること

商業会議所の設置状況をみると表1のようで、1890年12月に神戸、岐阜の商業会議所の設立が認可された。そして1891年には、さらに東京、大阪、名古屋、広島、京都、金沢、天津、仙台、高知、博多、熊本、下関などで商業会議所の設立が認可され、1923年までに64の商業会議所が設立された。なお、これ以外に、京城、元山、釜山、大邱、安東、天津、平壤、大連、仁川、大泊、鉄嶺など、朝鮮、満州、中国、樺太などの外地にも商業会議所が設立されている。

2. 川越商業会議所の設立

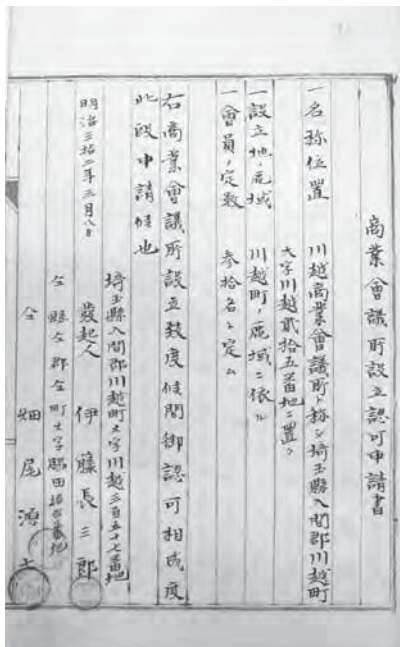


写真2 商工会議所設立認可申請書

川越町では、1884(明治17)年に商工相談会が「各商重立タルモノヲ以テ組織」され、「運輸交通其他百般ノ事業ニ就キ大ニ研究」し、86年に「電信ヲ架設シ、其他周囲ノ公益道路ノ修繕、若クハ鉄道布設等ノ利害ヲモ討議シ」たが、まもなく廃止され、商工業者の組織としては川越実業組合の前身となる業種別組合が存在するのみとなった(『川越商業会議所第一回報告』)。そうしたなかで、川越町の商工業の衰勢を挽回するには川越商業会議所を設立する以外にないと考えられるようになり、日清戦争を経たのちの1898年頃から商業会議所設立の動きが具体化した。

1899年3月3日、川越町長の岡田秋業は同町内の主要な商人24名を召集して商業会議所設立の相談をし、創立委員に山本平兵衛(呉服太物商、鍛冶町)、小山文造(煙草商、南町)、山崎覚太郎(茶商、志義町)、綾部惣兵衛(薬舗、志義町)、伊藤長三郎(肥料商、高沢町)、綾部利右衛門(油商・運送業、喜多町)、渡辺吉右衛門(呉服太物商、鍛冶町)を選出した。そして、同

年3月4日と7日に概要を決め、3月8日に18名の発起人の名で農商務大臣曾禰荒助にあてて「商業会議所設立認可申請書」を提出し、さらに14日には商業会議所設立の「理由書」を提出した。そこでは、川越商業会議所を設置する理由について、「今や商工業の有様は実に繁多にして法律の適否、製品の改良、交通の便否、販路の捌否、金融の便否、資本家及労働者の関係等、商工業者の大に研究すべきものと雖も、其機関たる商業会議所なきか故に如何共なす事能はず、若し此俟にして荏苒経過せば本町は繭糸茶及米穀織物等生産地の中心として永く之を維持し能はざるのみならず、他日全国各地と併立するの面目を失するに至らんも亦知るへからず、是れ本町商工業の大に憂慮する所にして爰に商業会議所を設くるの必要を生したる」と述べられていた。

しかし、その後農商務省が認可に慎重な態度をとり、認可されたのは1900年2月13日であった。全国で50番目、関東地方では9番目、埼玉県では最初の商業会議所であった。設立当初の事務所は川越米外三品取引所内におかれたが、1902年2月、川越会館が建設されると同会館内に移転した。

3. 川越商業会議所の活動(第二次世界大戦前)

川越商業会議所の設立認可申請書に添付して農商務省に提出された「設立参考資料」によれば、川越町の主要取引品は、織物、米、麦、生糸、繭、茶などで、第八十五銀行、川越貯金銀行、川越商業銀行、川越貯蓄銀行などの銀行と川越米外三品取引所、東洋合資会社(貸付業)、川越物産合資会社(米麦諸貨物委託販売)、飛龍合資会社(生糸委託販売)、川越精米麦株式会社(米麦の精白業)などの会社があった。

川越商業会議所会員の定数は30名であったが、会員選挙有権者は270名で、業種別にみると繊維関係商人や穀物商人の比重が高かった。また、1905年における川越商業会議所の構成員についてみると、営業税納入額15円以下の中小商工業者が193名で、全体の60.8%を占めていた。また、60円以上納入者16名の平均納税額は267円であった。川越商工会議所の主要な構成員は中小商工業者であったといえる。

設立当初の川越商業会議所には、理財部、商業部、工業部、運輸部がおかれた。そして、川越商業会議所の活動は、①政府・県当局、その他への建議・陳情・諮問・答申、②農商務省や地方当局への諸報告、③各

部門の商況調査、④全国商業会議所連合会や関東商業会議所連合会への参加、⑤会員および当地方商工業者の紛争の仲裁調停、あるいは商取引仲介、などであった。このうち①の活動についてみると、1901年から03年にかけて、「県立商工業学校設立ニ関スル建議書」（埼玉県知事・山田春三宛）、「吾孫子川越間鉄道速成ニ関スル意見書」（成田鉄道・日本鉄道社長宛）、「織物市場設置ニ関スル答申書」（川越町長・岡田秋業宛）、「勅令第百五十八号（取引所法中改正）ノ規定ニ付建議」（総理大臣・農商務大臣宛）、「工場法制定ニ関スル答申書」（農商務大臣宛）、「電話開設ノ儀ニ付建議」（通信大臣・東京通信監理局長宛）、「煙草製造官業ノ儀ニ付意見開申書」（大蔵大臣宛）、「埼玉県工業学校設置ニ関スル建議」（県会議長・吉田茂助宛）などがある。



写真3 営業税賦課ノ儀ニ付建議

議所の活動は、「営業税賦課ノ儀ニ付建議」（東京税務管理局長宛）、「戦時増税ノ儀ニ付請願」（貴・衆両院議長宛）、「織物消費税ノ儀ニ付請願」（貴・衆両院議長宛）などが作成された。「営業税賦課ノ儀ニ付建議」では、「今や軍国多事ノ際ニ当リ、政府ハ国庫債券一億円ヲ発行セラレ、我川越町民モ各自奮テ之ニ応募セントシ、本会議所ニ於テモ亦実ニ其応募勧誘中ニ在リ。然ルニ一方、営業税徴収ニ対スル川越税務署ノ措置ハ頗ル急激ニ失シ、為メニ甚シク町民ノ感情ヲ害シ、延テ国庫債券ニ対スル人気ヲ損ゼントスルノ状アルハ本会議所ノ甚ダ遺憾トスル所ナリ」と主張していた。

第一次世界大戦(1914～18年)勃発後、川越町の商況は一時不振と混乱に陥ったが、1915年頃から輸出の躍

進によって日本経済が未曾有の好況を示すようになると、川越町の商況も盛況となった。しかし、第一次世界大戦が終了すると、再び景気は悪化した。こうしたなかで、川越商業会議所は「米券倉庫設立奨励の議に付建議」（埼玉県知事・昌谷彰宛）、「甘藷取締改善に関する陳情」（埼玉県知事・岡田忠彦宛）など、活発な建議・陳情活動を展開した。

川越商業会議所は、1928(昭和3)年3月10日に川越商工会議所と改称した。昭和恐慌期になると、中小商工業者は反産運動と呼ばれる産業組合に反対する運動を展開した。埼玉県では、川越商工会議所と埼玉県商工連合会が共同して、1933年11月22日に全日本商権擁護連盟埼玉県支部を結成した。そして、当日埼玉会館大ホールに埼玉県下約600の各団体代表者が集まり「商権擁護ニ関スル宣言」を採択し、埼玉県知事および埼玉県会議長に提出した。しかし、川越商工会議所は、戦時下の1943(昭和18)年9月30日、商工会議所法の廃止にともない解散することになった。そして、川越には埼玉県商工経済会の支部が置かれた。

4. 川越商工会議所の活動（第二次世界大戦後）

第二次世界大戦後の経済民主化のなかで、川越市でも「民主的商工会議所を結成し、速に商工経済の自主的体制を整へ」（川越商工会議所編『川越商工会議所五十年誌』1952年）ようとする動きが生じ、1946(昭和21)年11月9日、川越会館で川越商工会議所の創立総会が開催された。同年12月3日に設立申請書を商工大臣に提出し、27日に社団法人川越商工会議所の設立が認可された。会頭には、元川越商工会議所会頭の渡辺吉右衛門が就任した。

その後、1950年に商工会議所法が公布され、法的根拠は得られたが、組織は依然として民法上の社団法人で任意組織にとどまっていた。そのため商工会議所法の改正が求められ、1953年8月に新商工会議所法が公布され、商工会議所の職域を広げ、地域総合経済団体としての社会的地位が強固となった。商工会議所の組織は民法上の特殊法人となり、財政基盤が強化され、議員総会が最高意思決定機関とされた。川越商工会議所は同法にもとづいて1954年3月4日に川越会館で開かれた会員総会において、組織変更にとまう定款変更などを決議し、3月10日に新商工会議所として発足し、伊藤長三郎が会頭に就任した。

川越商工会議所は、交通機関や電話事情の改善など

1	会議所設立関係	17	経済統計
2	定款・規程	18	経済統制
3	議員選挙	19	所得調査
4	議員名簿	20	商工人名録
5	議事・議録	21	特設電話関係
6	予算・決算	22	建築関係
7	賦課金	23	鉄道関係
8	新達・上申・建議	24	博覧会・展覧会
9	官衙書類	25	日誌
10	往復書類	26	川越商業組合
11	雑書	27	組合設立
12	文書送受簿	28	組合関係
13	営業税・営業収益税	29	大売出
14	経費収入・支出	30	会館
15	証明書・領収書	31	联合会
16	商工調査	32	その他

表2 川越商工会議所資料簿冊分類 I

川越市域の経済振興策を要望し、1955年4月には川口、浦和、大宮の県南3市や熊谷市などとの経済格差を埋めるためにも周辺9か村の合併が必要であるという意見書を提出した。

高度経済成長期には、伝統産業からの離脱をはかるため、川越・狭山工業団地の造成を推進した。また、川越市には国鉄、西武鉄道国分寺線、東武鉄道東上線の各駅があるが、いわゆる市の顔となるべき「中央駅」が存在しなかった。そこで、川越商工会議所は三線合同運動を展開したが、住民の反対にあって実現しなかった。

オイルショック後の1973年4月に特定退職金共済制度事業、74年4月に小規模経営改善普及事業を開始し、同年6月には大規模小売店舗法の施行に対応し商業活動調整協議会を再編成した。会員数も増加し、1967年12月に2011名、75年には3148名となった。

5. 川越商工会議所資料の内容

商業会議所（商工会議所）資料については、すでに山口和雄編集『本邦商業会議所資料』（マイクロフィルム版、雄松堂）などによって各会議所の『月報』や『報告』が広く知られている。また、東京、大阪、名古屋などの商工会議所図書館の膨大な図書や資料についてもよく知られており、2010年には東京商業会議所が所蔵する資料がDVD版で刊行され、その目録（『全国商工会議所関係資料 第I期：東京商工会議所関係資料（明治10年～昭和40年）』雄松堂）も出版された。商法会議所や商業会議所などの経済団体につい



写真4 川越商工会議所月報

ての研究には、山口和雄「明治十年代の『資本家』団体」（同『明治前期経済の分析』東京大学出版会、1956年、所収）、永田正臣『明治期経済団体の研究』（日刊労働通信社、1967年）以来の蓄積があり、近年では国

家と民間の間にある「中間組織」としての商業会議所の役割が注目されている（松本貴典「工業化過程における中間組織の役割」、社会経済史学会編『社会経済史学の課題と展望』有斐閣、2002年）。

川越商工会議所資料のうち第二次世界大戦前の簿冊分類を示すと表2のようである。『川越商業会議所報告』『川越商業会議所報』をはじめ、川越商業会議所が作成した文書はもちろんであるが、他の商工会議所から送られてきた文書も数多く残っており、そのなかには満州、朝鮮、台湾などの植民地や中国など、外地の商業会議所からのものも含まれている（ただし、『川越商業会議所報告』は川越商工会議所資料のなかにはみられなかったもので、川越市立図書館および川越市立博物館所蔵のものを複写して補った）。とくに注目されるのは、『往復書類』、『官衙書類』、『官衙来書綴』、『官衙往書綴』、『日商来書綴』、『日商往書綴』などの文書綴であり、貴重な情報が詰め込まれている。

また、川越商工会、川越商業報国会、関東商業（商工）会議所連合会、全国商業会議連合会などの関係資料もあり、単に川越商業会議所にとどまらない幅の広い資料群となっている。商工会は商業会議所条例制定後、商業会議所に加入できない地方都市や農村部の商工業者による組織であるが、埼玉県では1920（大正9）年10月5日に埼玉県令第54号商工会規則が公布され、県内各地に商工会が設立された。商工会規則によれば、商工会は商業会議所のない地区に設立されるのが原則であったが、川越では商業会議所が存在するのにもかかわらず、営業税の課税業務を進める上で

1	会議所再編関係	21	各種講習会・検定試験
2	定款・規程	22	従業員表彰・社会保険等福利厚生
3	議員選挙	23	会議所放送部
4	議員名簿	24	各種催事・観光事業
5	議事・議録	25	視察・訪問
6	予算・決算	26	青色申告
7	賦課金	27	信用保証
8	経費収入・支出	28	所得税・諸税
9	総会・常議員会等会議関係	29	商工相談所
10	事業報告書・成績書	30	各種委員会・協議会
11	進達・上申・建議	31	各種部会
12	官庁関係書類	32	都市計画
13	県・市関係書類	33	異業種交流
14	日本商工会議所・各種会議所連合会	34	広告・チラシ
15	各地会議所等往復書類	35	雑書
16	文書送受簿	36	特定商工業者・商工人名録
17	商工調査	37	協同組合等各種組合
18	大規模小売店舗法・同立地法	38	労働組合・職員組合
19	中小企業振興	39	各種写真帳・写真
20	証憑書・鑑定書・証明書	40	その他

表3 川越商工会議所資料簿冊分類II

公的組織の存在を必要としたため、1921年に川越実業組合が改組されて川越商工会となった。川越商工会関係資料によって、かなり零細な規模の商工業者や職人層の経営状況も解明できるものと思われる。

戦時下の1940年9月3日、川越商工会議所が中心となって川越商業報国会を結成し、「経済新体制に即応して旧殻を脱した公益優先の、新しき商業道德の昂揚に国を挙げて一大商業報国運動を展開」（川越商工会議所編『川越商工会議所75年誌』）した。川越商業報国会関連資料のなかには、転廃業問題、「商報」推進錬成道場、商業勤労報国隊などに関連するものが含まれており、川越という特定の地域社会における産業報国運動の全貌を明らかにすることができる。

関東商業会議所連合会は、1905(明治38)年10月の第14回全国商業会議所連合会開催時に、埼玉、栃木、群馬、茨城の商業会議所が「関東四県商業会議所連合会」を結成したのはじまる。第1回総会は1906年4月に宇都宮で開催され、第2回総会が1907年3月に水戸で開催されたときに「関東商業会議所連合会」と改称した。その後大正期から昭和初期かけて、東京、八王子、横浜、横須賀、川崎、熊谷、川口、浦和、千葉、銚子、甲府、足利などの各商業会議所が加盟し、1府7県19会議所の地域商業会議所連合組織となった。関東商業会議所連合会は、鉄道・電信・電

話などのインフラ整備、実業教育、営業税問題などで積極的な活動を展開するが、その活動の実態解明が期待される。

ついで、川越商工会議所資料のうち第二次大戦後の簿冊分類を示すと表3のようである。まず、「会員総会」「議員総会」とそれにかかわる選挙関連資料、総会や役員会の「議案・議事録」、川越商工会議所の各種部会や委員会関連の資料群からなる会議所関係資料をあげることができる。諮問・開申関係資料は、数は少ないが、川越市内の駅舎設置にかかわる陳情書や要望書などがあり、川越商工会

議所の実態を明らかにすることができる。そして業務関係資料は、①国(通商産業省)との往復書類(『官庁等往復書類』)、②各地商工会議所やその他経済団体との往復書類(『諸向往復書類』)、③事業報告・成績、予算・決算書類、④仲介・斡旋・商工相談、⑤各種大売出・関連催事、⑥紛争の調停や仲裁にかかわる大店法・商協調関連資料、⑦社会保険や青色申告など受託事業などの「その他業務」関係資料など、興味深い資料群からなっている。調査・統計関係資料は、①中小企業の「信用調査」、②小売物価・卸売物価調、③賃金調、④各地商店街・工場の「視察・見学」、⑤従業員表彰など「商店員問題」資料、⑤新刊案内・新商品紹介、⑥各地物産展・博覧会の開催通知、出品案内などからなっている。また、日本商工会議所、関東商工会議所、埼玉県商工会議所連合会などの関連資料も興味深い。そのほか、川越商工会議所が所蔵する刊本には、全国各地の商工会議所の編年史が数多くあり、きわめて貴重なコレクションとなっている。

INFORMATION 平成24年度の博物館行事です。(3月まで)

講座・教室 etc.

●…一般向け事業 開催日 講座名
○…子ども向け事業 内容 申込開始日

12月	●1(土)～9(日) 博物館文化祭	○15(土) 子ども体験教室 お正月飾りを作ろう 12/1	○22(土) 子ども体験教室 たこを作ろう 12/2
1月	○12(土) 子ども体験教室 まゆ玉飾りを作ろう 1/5	●13・20・27(日) 博物館歴史講座 「縄文時代」	○26(土) 子ども体験教室 土笛・土鈴作り 1/6
2月	第23回『むかしの勉強・むかしの遊び』展		
	●2(土) 土偶作り教室	○16(土) 子ども体験教室 昔の道具を使ってみよう 申込不要	○23(土) 子ども体験教室 昔の道具を使ってみよう 申込不要
3月	第38回企画展『新河岸川舟運と川越五河岸のにぎわい』		
	●20(水) 野外博物館教室 川越の祭りを巡る一芳地戸のふせぎ	●10・17・24(日) 博物館歴史講座 川越の民俗	
	○2(土) 子ども博物館教室 昔の織物に挑戦 2/6	○9(土) 子ども体験教室 和紙作りに挑戦 3/1	○16(土) 子ども体験教室 わら細工に挑戦 3/2

※変更の可能性もあります。申込方法も含め、詳細については「広報川越」またはホームページを御覧ください。

お問い合わせは博物館まで。

子ども体験教室は、午前10時～12時と午後1時30分～3時30分の時間帯で行います。

分館だより

まちなみ散歩ステーション「ぷらっと」

平成24年7月末、蔵造り資料館の添屋にまちなみ散歩ステーション「ぷらっと」がオープンしました。

「ぷらっと」の愛称には、ぷらっと入るとか、ぷらっと歩くという意味のほか、英語の「plat」には「地図」という意味があることから、川越を散策するみなさんの「地図」になりたいという意味も込められています。室内には蔵造りの町並みの古写真や伝統的建造物群保存地区の解説をパネルで展示しています。また、蔵造りの町並みに関するクイズや散策のモデルコースをカードにした「ぷらっとカード」も用意しており、カードを手には味違った町並み散策も楽しめると思います。みなさまも散策の折には、ぷらっ

とお立ち寄りください。



第23回 むかしの勉強・むかしの遊び展

平成25年1月19日(土)～3月3日(日)

むかしの勉強・むかしの遊び展も第23回を迎えます。今年度は市制施行90周年という節目の年度です。

川越市ができた90年前といえば大正時代の中頃で、新しい大衆文化の波が起きた時代でした。都市部では、ラジオ放送が始まり、新しいメディアが社会に刺激を与え、呉服屋であった老舗が次々に百貨店に変身を遂げ、銀座はデパート街になりました。また、庶民の食卓にカレーライスやコロッケ等の洋食が普及したのもこの頃でした。

川越市もこのような時代背景の中で誕生し、城下町の伝統文化や産業から、埼玉県随一の商都・金融の中心地として発展してきました。

今回のむかしの勉強・むかしの遊び展は、川越市に市制が施行された頃の「90年前の川越の生活」に着目し、当時の生活・文化・教育について紹介します。



市制施行祝賀の様子

利用の御案内

◆入館料

区 分	博物館	川越城 本丸御殿	川越市 蔵造り 資料館	共通入館(観覧)券			
				●博物館 ●美術館	●博物館 ●本丸御殿 ●蔵造り 資料館	●博物館 ●本丸御殿 ●蔵造り 資料館 ●美術館	●博物館 ●本丸御殿 ●蔵造り 資料館 ●美術館 ●まつり 会館
一 般	200円 (160円)	100円 (80円)	100円 (80円)	300円	300円	450円	650円
大学生 高校生	100円 (80円)	50円 (40円)	50円 (40円)	150円	150円	220円	450円

※()内料金は、団体[20名以上、1名につき]の場合

交通案内

東武東上線・JR川越線 川越駅より
または西武新宿線 本川越駅より、
・東武バスにて「蔵のまち経由」乗車札の辻バス
停下車徒歩8分、または「小江戸名所めぐり」
乗車博物館前バス停下車徒歩0分
・イーグルバスにて「小江戸巡回バス」乗車博物
館・美術館前バス停下車徒歩0分
※御来館の際は、なるべく電車、バスを御利用く
ださい。



◆開館時間 午前9時から午後5時まで(ただし入館は午後4時30分まで)

◆休 館 日 月曜日(休日の場合は翌日の火曜日)
第4金曜日(休日を除く)年末年始(12月28日～1月4日)
館内消毒(6月下旬) 特別整理期間(12月下旬)

*開館時間・休館日は、博物館・川越城本丸御殿・川越市蔵造り資料館とも原則として同じ
(館内消毒・特別整理期間は博物館のみ休館、蔵造り資料館は1月2日から開館)

平成24年 12月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

平成25年 1月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

2月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

3月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

- 印は、3館休館(博物館、蔵造り資料館、本丸御殿)
- 印は、2館休館(博物館、本丸御殿)
- 印は、1館休館(博物館)

博物館の最新情報をパソコン又は携帯電話へ配信します

メール配信を希望される方は、川越市ホームページのオンライン「メール配信サービス」から「博物館メール配信」の登録を行ってください。携帯電話では、右のQRコードから登録の手続きができます。毎月25日に最新の情報を配信します。

※登録料および情報提供料は無料ですが、インターネット接続やメールの受信などにかかる費用は利用者の負担となります。



発行日 平成24年12月20日

発 行 川越市立博物館

〒350-0053 川越市郭町2丁目30番地1 TEL 049-222-5399 FAX 049-222-5396

Eメール hakubutsukan@city.kawagoe.saitama.jp

ホームページ http://museum.city.kawagoe.saitama.jp/